

別紙2 用語

支援ソフトで使用する用語や、関連する用語について説明します。

あ行

用語	説明
圧縮（zip 形式）ファイル	<p>複数のファイルを一つのファイルにまとめた後、ファイルサイズを圧縮したファイルです。</p> <p>拡張子に「.zip」とつくことから、「ZIPファイル」とも呼ばれます。</p> <p>ご使用になる場合は、ファイルを解凍（元のファイルに復元する）対応が必要となります。</p> <p>⇒解凍の手順の例は別紙1（インストール・更新準備の手引き）をご覧ください。</p>
一般化学物質	<p>化審法第8条第1項により、毎年度、前年度の製造数量、輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならないと規定されています。既存化学物質、新規公示化学物質、旧第二種監視化学物質、旧第三種監視化学物質が一般化学物質に該当します。</p> <p>支援ソフトで届出書の作成が可能な物質です。</p>
インストール	支援ソフトをパソコンで利用可能な状態にすることです。
アンインストール	支援ソフトをパソコンから物理的に削除することです。

か行

用語	説明
化審法	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の略称です。（「化学物質審査規制法」とも略称されます。）
書面届出	届出の提出方法のひとつで、紙に印刷（プリント）等して、代表者印を押印した届出書を経済産業省へ持参又は郵送する方法です。 届出の提出方法は、支援ソフトで届出書出力の際に、届出事業者が任意に選択できます。
監視化学物質	難分解性かつ高濃縮性であり、人又は高次捕食動物に対する長期毒性が明らかでない化学物質で、法第二条第四項の規定に基づき公示された物質です。第13条第1項により、毎年度、前年度の製造数量、輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならないと規定されています。支援ソフトで届出書の作成が可能な物質です。
官報整理番号	化審法において化学物質に付与した番号です。
組合せエラー	CAS番号と官報整理番号の組合せが妥当ではないと判断されている物質です。支援ソフトでは、物質選択画面において、[届出]列の値が[不可]と表示されています。
個別辞書	マスタ辞書にない物質情報（未公示新規物質等）について、届出書を作成する場合に使用します。 事業者が管理する物質情報で、必要に応じ事業者が任意で作成、登録します。
個別辞書データ	個別辞書に登録した物質情報のデータです。 当該データは支援ソフト外に出力することができ、データを修正して、再度支援ソフトに取り込み登録することができます。

さ行

用語	説明
事業者情報	<p>届出を行う事業者に関する情報で、届出書の様式等に従い記載する必要があります。</p> <p>支援ソフトでは初期起動時に必ず設定し、出力する届出書に自動的に記入されます。</p> <p>事業者情報に変更が生じた場合には、「届出者情報等変更届」を経済産業省に提出してください。</p>
新規届出書データ	<p>製造数量又は輸入数量等を届け出る届出書を新たに作成するために登録するデータです。</p> <p>メイン画面の[区分]列の値が[新規]となっているデータです。</p>
ZIP インストール	<p>復元した圧縮（zip形式）ファイルを使用したインストールです。</p> <p>圧縮ファイルの復元のみで支援ソフトをご利用いただけます。</p> <p>詳しくはマニュアル本編の「2.2.2」をご参照ください。</p>

た行（次ページに続く）

用語	説明
電子情報処理組織届出	<p>省令によって指定された様式で「電子情報処理組織使用届」「電子情報処理組織変更届」「電子情報処理組織使用廃止届」が存在します。</p> <p>初めて化審法に基づく一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質の製造数量等届出の電子申請を行う場合や、既に電子申請を行っている事業者が届出者等確認コード（パスワード）の変更又は届出者等コード（ID）を廃止する場合に作成し、提出します。</p>
電子申請届出	<p>届出の提出方法のひとつで、届出書（電子申請用届出書ファイル）を経済産業省へ電子政府の総合窓口 e-Gov [イーガブ] 経由で届出する方法です。</p> <p>届出の提出方法は、支援ソフトで届出書を出力する際に、届出事業者が任意で選択できます。</p>
届出者等確認コード	<p>電子申請を利用する場合に使用するパスワードです（事業者側で設定します）。</p>
届出者等コード	<p>電子申請を利用する場合に使用するコード（7桁）です。</p> <p>・「届出者等コード」の定義</p> <p>「一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質の製造数量届出」を電子申請で行う場合にのみ使用するコードです。</p> <p>経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年六月七日 通商産業省令第四十号）第二十一条に基づく「様式第18 電子情報処理組織使用届」の届出により事業者が付与されます。</p>
届出不要物質	<p>第一種特定化学物質、第二種特定化学物質のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがあるかどうかについての評価を行うことが必要と認められないものとして、化審法の規定に基づき公示された物質です。届出不要物質として公示された物質については一般化学物質等製造数量等の届出は不要です。</p>
届出の提出方法	<p>書面届出、光ディスク届出、電子申請届出が利用できます。</p> <p>支援ソフトで届出書を作成する際に、届出事業者がいずれかを選択できます。</p>

た行（前ページの続き）

用語	説明
届出書	<p>化審法によって指定された様式で「一般化学物質製造数量等届出書」「優先評価化学物質製造数量等届出書」「監視化学物質製造数量等届出書」「光ディスク提出票」については本ソフトで届出書データを作成できます。</p> <p>物質区分、届出区分、届出方法によって、支援ソフトで目的の様式の届出書を作成します。</p> <p>届出書を作成するためには届出書データの登録が必要です。</p>
届出書データ	<p>届出書を作成するために支援ソフトに登録するデータで、登録の都度システムに自動的に保存されます。</p> <p>当該データは支援ソフト外に出力することができ、再度支援ソフトに取り込み登録することができます。</p>
第二種特定化学物質	<p>人又は生活環境動植物に対する長期毒性を有するおそれがあり、かつ相当広範な地域の環境中に相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で、政令（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第二条）により定められた物質です。第35条第1項、第2項及び第6項により、毎年度、予定数量、予定数量の変更及び実績数量を届け出なければならないと規定されています。</p> <p>支援ソフトでは前年度の実績届出のみ届出書の作成が可能です。</p>
ダウンロード	<p>ホームページに公開されているファイルをパソコンに保存することです。</p> <p>支援ソフトを利用するには、経済産業省からファイルをダウンロードする必要があります。</p> <p>経済産業省ホームページ：支援ソフトが公開されています。</p> <p>※ダウンロードのみではシステムはご利用になれません。インストールを行ってください。</p>
データベース	<p>支援ソフトをご利用の際に作成した届出書データや届出書の作成結果を保存しておくファイルです。</p>

は行

用語	説明
バージョン情報	支援ソフトのプログラム又はマスタ辞書が最新かどうかを判断するための情報です。
光ディスク届出	届出の提出方法のひとつで、光ディスク提出票（紙）と届出書（光ディスク）を経済産業省へ持参又は郵送する方法です。 届出の提出方法は、支援ソフトで届出書を出力する際に、届出事業者が任意に選択できます。
物質管理番号	「優先評価化学物質製造数量等届出書」「監視化学物質製造数量等届出書」の記入項目です。
物質区分	一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質いずれかの区分です。
物質情報	マスタ辞書で管理している情報で、ユーザの選択（入力）を支援する「物質区分」「CAS番号」「官報整理番号」「物質管理番号」「物質名称」と、支援ソフトで登録不可の物質や、届出不要の物質を自動的に制御するための「届出不可」「届出不要」といった情報で構成しています。 (個別辞書では「届出不可」「届出不要」の情報を登録することはできません。)
官報公示名称	官報に公示された名称です。マスタ辞書に当該名称が登録されており、本ソフトで官報整理番号やCAS番号から物質を検索すると、物質管理番号又は官報整理番号に紐づく官報公示名称が自動で表示されます。

ま行

用語	説明
マスタ辞書	<p>事業者が届出書を作成する際に、正しい物質を選択できるよう支援するための物質情報です。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が管理しています。新たなバージョンのマスタ辞書に更新された場合は、それを支援ソフトに反映させるために、作業（事業者側での操作）が必要となりますので、支援ソフトに取込んでいるマスタ辞書のバージョンを確認してください。</p> <p>インターネット接続ができる環境で使用する場合は、支援ソフトの起動時に最新のマスタ辞書かどうか自動で確認されます。</p> <p>インターネット接続ができない環境で使用する場合は、毎年度、届出書を作成する前に経済産業省化学物質安全室経済産業省にお問い合わせください。</p>

や行

用語	説明
優先評価化学物質	<p>人又は生活環境動植物への長期毒性を有しないことが明らかであるとは認められず、かつ相当広範な地域の環境中に相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあり、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがないと認められないため、そのおそれがあるかどうかについての評価（リスク評価）を優先的に行う必要がある物質で、化審法第二条第五項の規定に基づき公示された物質です。第9条第1項により、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量等を経済産業大臣に届け出なければならないと規定されています。支援ソフトで届出書の作成が可能な物質です。</p>

ら行

用語	説明
連絡先担当者情報	届出書に関しての連絡窓口となるご担当者の情報です。 事業者情報の設定で登録した連絡先担当者が自動的に届出書に記載されます。連絡先担当者の情報（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）に変更が生じた場合にも、「届出者情報変更届」を経済産業省に提出してください。
ログオン	パソコンにユーザ名とパスワードを入力しパソコンの保管している身元情報と一致すると、あらかじめ決められた権限に基づいてそのパソコンを利用することができます。支援ソフトをご利用になる場合は、インストールを行ったユーザ名とパスワードでパソコンをご使用ください。

英数

用語	説明
CAS登録番号 (CAS RN)	米国化学会の情報部門であるケミカル・アブストラクツ・サービス (CAS) により化学物質に付与された番号です。 届出書では[CAS登録番号(CAS RN)]欄に記入します。本システムではCAS番号と表示されています。